

市立東大阪医療センターデジタルサイネージ設置・運用業務仕様書

1. 設備の仕様等

(1) 設置場所

市立東大阪医療センター本館 1 階 北玄関付近他 当センターの指定する場所

(2) 業務

- ① デジタルサイネージ等を、別紙「市立東大阪医療センター平面図」で指定する位置に設置する
※但し契約締結後に場所の移動について別途協議する可能性があることに留意すること。
- ② デジタルサイネージの運用
- ③ デジタルサイネージの機器保守
- ④ 広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務。
- ⑤ 連携医療機関検索サイトの運用、保守
- ⑥ 広告物（出力見本）の提出後、当センターにおいて内容審査を行い、結果を通知する。
このとき、当センターは必要に応じて修正等の措置を求めることができ、設置事業者は速やかに対応する。
- ⑦ 業務の実施については「地方独立行政法人市立東大阪医療センター広告掲載要綱」を遵守する。

(3) 契約期間

令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5箇年間

(4) 設備本体（実際に設置する設備により貸付面積は多少変動する。）

各設備の寸法・モニターサイズは以下と同程度とすること。

- ① 広告付きタッチパネル式デジタルサイネージ本体 1 台
 - ・高さ 2,000mm×幅 1,000mm×奥行 150mm
 - ・本体は電気亜鉛メッキ鋼板（t 1.5mm 以上）加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
 - ・本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること。
 - ・自立式で設置しアンカーで固定するなど容易に転倒しないよう設置すること。
 - ・モニターサイズは縦画面55インチとすること。
- ② 広告付きデジタルサイネージ
 - ・50インチ 2台（横画面天井吊り下げ式）
- ③ 病院情報デジタルサイネージ
 - ・50インチ 1台（横画面柱設置）
 - ・50インチ 1台（横画面天井吊り下げ式）
 - ・55インチ 8台（縦画面スタンド式）

当センター施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講じること。
また、撤去の際は原状復帰すること。

(5) 設備仕様

① 広告付きタッチパネル式デジタルサイネージ 1 台

- タッチパネル式とし、利用者が見たい情報を容易に検索できるものとする。
- 無操作状態が続いた際、自動で全画面に表示することも可能とする。
- 音声を生じさせないこと。
- 広告データを配信する際は、当センターのネットワーク回線を使用することは出来ないため、必要なネットワーク回線、配信方法等についての事前協議の上、当センターの許可を得て設置事業者が費用を負担して行う。
- 機器の電源入・切は、タイマー等による自動制御又は外部操作ができるものとする。

② 広告付きデジタルサイネージ

- 表示装置の画面サイズは50型とし解像度はフルハイビジョン（1920×1080）以上のディスプレイを2台設置すること。
- 民間企業等の広告と本センターに関する情報を配信するものとする。

③ 病院情報デジタルサイネージ 10台

- 情報の放映は当センター担当者がパソコン等を用いて原稿の作成ができること。
- 原稿は、USBメモリを介して簡易に情報を更新が可能であり、動画ループ再生と静止画ループ再生がタイムスケジュールにより自動再生できること。
- 当該サイネージには広告を掲載しない仕様とすること。
- 機器の電源入・切は、タイマー等による自動制御又は外部操作ができるものとする。
- 放映する元データの作成を当センター担当者と協議し設置事業者が作成すること。

④ 連携医療機関検索サイトの運用、保守

- 当センターの連携医療機関に限った検索サイトを構築すること。
- モバイル端末からQRコードを介したアクセスを可能とし、地域・医療機関名・症状などを入力することで検索が可能なものとする。
- 構築したサイトは当センターの希望があった場合、ホームページ等で利用できるものとする。
- アクセス用のステッカーを広告付きタッチパネル式デジタルサイネージに貼り付けること。
- 当センターからの希望があった場合は、複数枚のステッカーを用意すること。
- 連携医療機関検索サイトに掲載する医療機関については、当センターが指定を行う。

(6) 広告

- ① 広告枠部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示する。
- ② 広告の配信に関する苦情等の対応をすること。
- ③ 広告面の下部に問合せを明記すること。
- ④ 広告を掲載できる者、広告の内容等は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター広告掲載要綱に定めるところによる。

(7) 広告物（出力見本）の提出期限

内容審査を行うための期間を考慮し、当センターがその都度定める期間までに広告物（出力見本）を提

出する。

(8) 広告物掲出作業の工程

設置事業者の責任において掲出する。(日時等、当センターの指示に従い作業を行うこと。)

(9) その他

- ① 周囲と調和の取れた色合い等にする。
- ② 制作・設置・移設・撤去に関する一切の費用は、設置事業者の負担とする。
- ③ 破損、汚損、故障があった際は速やかに機器の交換を含むメンテナンスを行う。
- ④ 電源の開閉は8時00分から18時00分までとし、タイマーその他の機器による自動制御を行う。
- ⑤ 電気料金については借受人の負担とする
- ⑥ 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記する。
- ⑦ 必要に応じて、広告内容に関する責任の帰属に関する、その他必要な事項についても注記する。

2. 契約料金等の支払い条件

- (1) 電気料金（電気を使用する場合のみ）は、機器のW（ワット）数に応じた年度分の電気使用料とする。
- (2) 契約料金及び電気料金（電気を使用する場合のみ）については、当該年度分を一括して、請求書兼振込依頼書により当センターの指定する期日までに納入する。
- (3) 当センターは、設置事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された貸付料及び電気料金（電気を使用する場合のみ）は返還しない。

3. その他

- (1) 当センターは、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告を掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。
この場合において、当センターは、当センターに納入すべき契約料金等の減額を行わず、広告主又は設置事業者に対して賠償の責任を負わない。
- (2) この仕様書に明記されていない細部の事項については、当センターの指示に従うものとする。
- (3) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議にて、これを解決するものとする。